

令和6年4月改訂版

KAGOSHIMA CITY

鹿児島市 屋外広告物のしおり

～良好な景観を目指して～



はじめに

本市では、平成20年6月に景観計画・景観条例を施行し、市民の皆様の景観に対する関心も高まっています。とりわけ、屋外広告物は、景観の重要な構成要素のひとつとなっています。

屋外広告物は、まちを訪れる人々を適切に案内・誘導し、人々に様々な情報を提供するなど、私たちの生活に欠かせないものとなっておりますが、無秩序・大量に設置されると良好な景観や、自然の風致を損ねることになります。また、適切に設置・管理されなければ落下や倒壊などにより、危害を及ぼすことにもなります。

このようなことから、本市では、鹿児島市屋外広告物条例等により、屋外広告物の規制を行っています。この「しおり」は、市内における屋外広告物の規制の概要を理解していただくために作成したものです。

ここに掲げるルールをご理解いただき、人とみどりが輝き、安心安全で、美しいまちづくりが一層進展するよう、ご協力をお願いいたします。

目次

- ❶ 屋外広告物とは 1ページ
- ❷ 屋外広告物を設置するときは 2～3ページ
- ❸ 設置にはルールがあります 4～19ページ
- ❹ 安全のために 20ページ
- ❺ 違反したときは 21ページ



1

屋外広告物とは

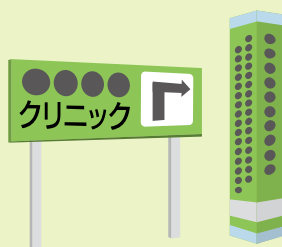
屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板・立看板・はり紙・はり札・広告塔・広告板・建物・その他の工作物等に設置されたものや、これらに類するものをいいます。

※内容が営利的なものかどうかは問いません。

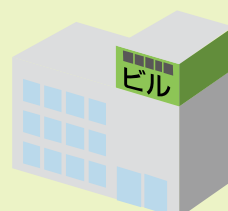
□屋外広告物に該当するもの(例)



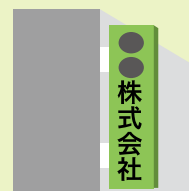
壁面広告物



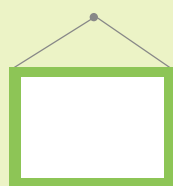
野立広告物



屋上広告物



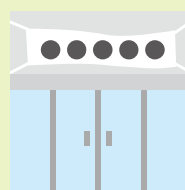
突出広告物



はり札



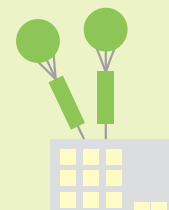
立看板



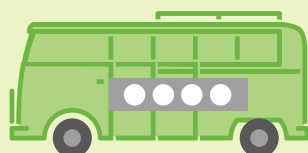
広告幕



広告旗



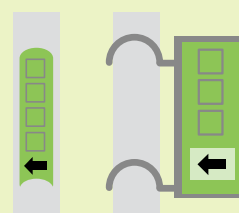
アド・バルーン



自動車広告物



消火栓標識広告物

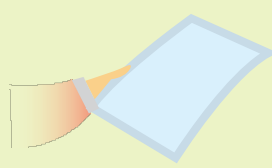


電柱・街灯柱を利用する広告物

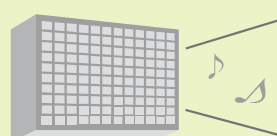
□屋外広告物に該当しないもの(例)



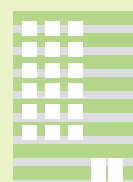
屋内に表示された広告



街頭で配られるビラ



音響だけの広告



外壁のデザイン

手続きが必要

●次の場合は許可が必要です。(許可申請には手数料がかかります。→17ページ)

- ☐ 広告物を設置しようとするとき
- ☐ 許可を受けた広告物を変更または改造しようとするとき
- ☐ 許可期間の更新しようとするとき



●広告物を設置するときは、市長の登録等を受けた屋外広告業者に依頼してください。(→3ページ)

●広告物を設置するときは、あわせて当該広告物の管理者が必要になります。

●次の場合は届出が必要です。

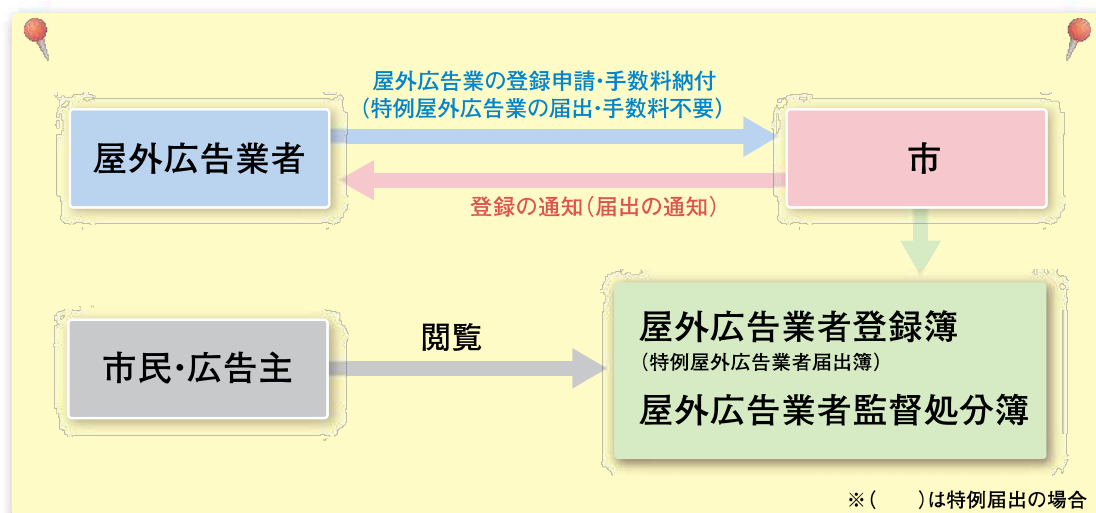
- ☐ 許可を受けた広告物を管理する者を設置または変更したとき
- ☐ 許可を受けた広告物を除却したとき

屋外広告業の登録・特例届出【条例第26条～第26条の8 第28条～第28条の3 第29条の2～第29条の5】

●市内で屋外広告業を営む場合は、市長の登録を受けなければなりません。

〔※鹿児島県の登録を受けた者が、市内で屋外広告業を営む場合は、届出による特例制度（特例屋外広告業）があります。〕

屋外広告業とは、屋外広告物の広告主から屋外広告物の設置を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行なう営業をいいます。（元請、下請といった立場の如何は問いません。）



○登録の概要

☐ 登録申請手数料	10,000円(更新も同額)
☐ 登録	申請書の提出があった場合は、拒否する場合を除き屋外広告業者登録簿に登録し、登録申請者に通知します。
☐ 有効期間	5年
☐ 業務主任者の設置	屋外広告業者は、営業所ごとに業務主任者を置かなければなりません。
☐ 登録の取消し等	登録の取消しや営業停止を命ぜられることがあります。 (条例又はこれに基づく処分に違反したときなど)

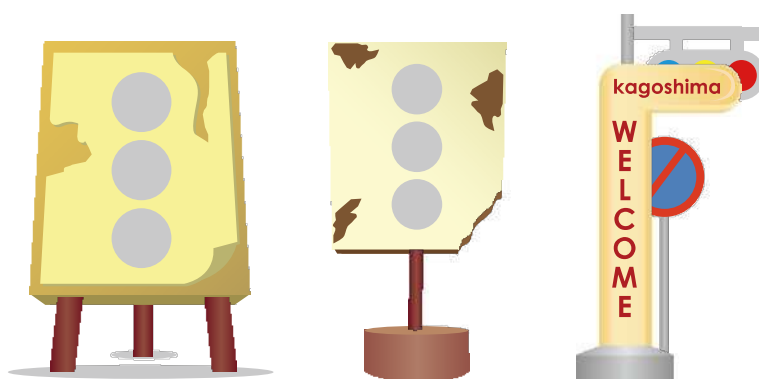
3

設置にはルールがあります

禁止広告物【条例第12条】

●次のような広告物は設置できません。

- ☐ ひどく汚れたり、色あせたり、または塗料などのはがれたもの
- ☐ 破損または老朽のひどいもの
- ☐ 倒壊または落下のおそれのあるもの
- ☐ 信号機または道路標識などに似ていたり、またはこれらの効用を妨げるようなもの
- ☐ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの



禁止物件【条例第6条】

●禁止物件の例：次の物件には、広告物を設置できません。 (適用除外があります。→16ページ)



規制区分

●市内全域を4つの地域に分けて規制しています。

厳しい  規制  緩やか	禁止地域	第1種禁止地域
		第2種禁止地域
	制限地域	第1種制限地域
		第2種制限地域

※かごしまiマップ(鹿児島市地図情報システム)で規制区分を調べることができます。

●禁止地域【条例第4条】

広告物を設置できない地域です。(適用除外があります。→16ページ)

第1種禁止地域

自然公園法の特別地域、特別保護地区

第2種禁止地域(概要)

- ☐ 第1種及び第2種低層住居専用地域(国道、県道の区域並びに国道、県道及び一部の市道の路端から両側20m以内の区域を除く。)、風致地区
- ☐ 景観形成重点地区のうち市長が指定する区域(八重の棚田地区、磯地区、喜入旧麓地区)
- ☐ 自然公園法の普通地域 ☐ 都市公園、緑地
- ☐ 高速道路等の全区間、その他の道路や鉄道等で市長が指定する区間
- ☐ 道路や鉄道等に接続する地域で市長が指定する区域
(用途地域の指定のない国道、県道の路端から両側100m以内の区域 など)
- ☐ 港湾・駅前広場などで市長が指定する区域
- ☐ 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、公衆便所の建物と敷地
- ☐ 文化財の建造物、史跡、名勝(周囲5mも含む。) など

●制限地域【条例第7条】

条例の適用が除外される一部の広告物(→16ページ)以外は、すべて許可が必要です。(変更や改造の場合も許可が必要)

第1種制限地域

禁止地域以外のうち、第2種制限地域以外の地域

第2種制限地域

禁止地域以外のうち、近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用の各用途地域(ただし、南洲門前通り地区景観計画の区域のうち県道鹿児島蒲生線の路端から両側30m以内の区域を除く。)

広告物の設置には基準があります

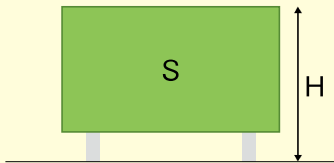
広告物を設置するには、次の1～4の基準及び規制に適合しなければなりません。

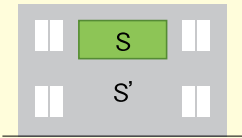
- ①基本的な基準 ➡ 6ページ
- ②広告物ごとの個別基準 ➡ 6～11ページ
- ③総量規制 ➡ 11ページ
- ④特定の地域に適用される規制 ➡ 12～15ページ

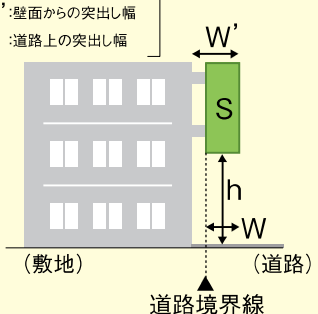
① 基本的な基準

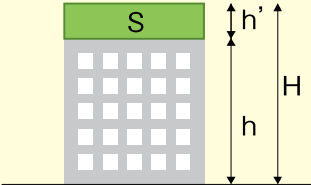
- ☐ 広告物の個数、形状、意匠及び色彩が、広告物を設置する場所の周囲の環境との調和が保たれるものであること。
- ☐ 広告物の形状、意匠及び色彩が、構造物としての固有の美を備えるものであること。
- ☐ 広告物の大きさが、効果の限度において最小限のものであること。
- ☐ 広告物の色彩が、原則として中間色又は同系統の色であり、その色の種類は少ないものであること。
(地域によっては色彩の数値基準があります。→12ページ)
- ☐ 広告物の材質が耐久性の優れたものであり、かつ、その構造及び設置方法が倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。
- ☐ 道路法、建築基準法等条例以外の法令の適用を受ける広告物にあっては、これらの法令の規定に適合するものであること。
- ☐ 適用除外の基準の適用を受ける広告物にあっては、可変表示式広告物、発光塗料、ネオン管点滅式の光源を使用するものでないこと。
- ☐ 電飾装備等を有するものにあっては、昼間においても良好な景観を損ねないこと。
- ☐ 広告物等の裏面、側面及び脚部は、景観計画における建築物の色彩基準又は景観形成重点地区景観計画における工作物の色彩基準に準じるなど、良好な景観を損なわないよう塗装又は装飾等を実施すること。

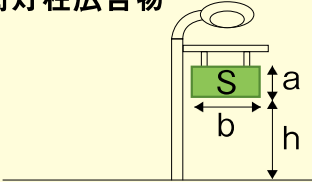
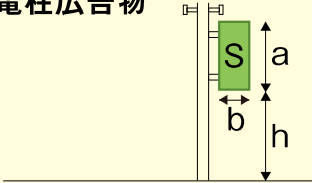
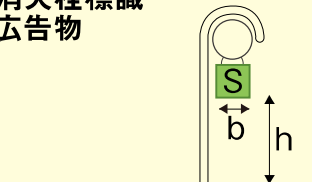
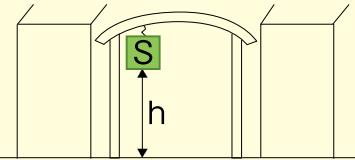
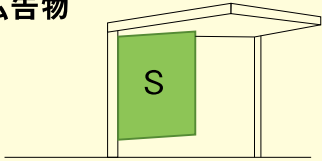
② 広告物ごとの個別基準

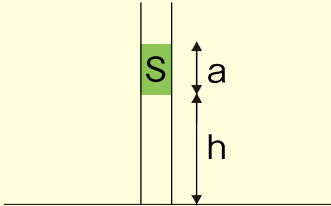
野立広告物	許可基準			
	禁止地域		制限地域	
	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第1種制限地域	第2種制限地域
	・$S \leq 5\text{m}^2$ (合計) ・$H \leq 5\text{m}$ ・自家用広告物に限る ・回転塔は禁止	・$S \leq 15\text{m}^2$ (合計) ・$H \leq 5\text{m}$ ・自家用広告物に限る ・回転塔は禁止	・$S \leq 20\text{m}^2$ (一面又は対向) ・$H \leq 15\text{m}$	・$S \leq 30\text{m}^2$ (一面又は対向) ・$H \leq 15\text{m}$
自家用広告物または管理用広告物などで、一定の面積以下(→16ページ)は許可不要				

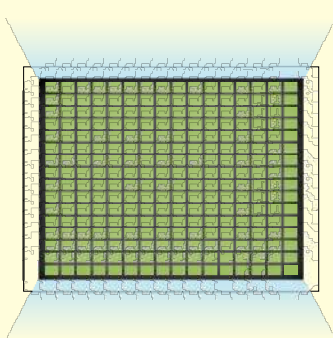
壁面広告物	許可基準			
	禁止地域		制限地域	
	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第1種制限地域	第2種制限地域
●壁面広告物 	・ $S \leq 1/5S'$ ・自家用広告物に限る		・ $S \leq 1/3S'$	・ $S \leq 1/2S'$
●塀面広告物 	・ $S \leq 1/5S'$ ・ $S \leq 5\text{m}^2$ ・1塀面に1個		・ $S \leq 1/3S'$ ・1塀面につき 10m^2 以内 ・1塀面に2個以内	・ $S \leq 1/2S'$ ・1塀面につき 15m^2 以内
・建物壁面、塀面からはみださないこと。 ・同一のものは一壁(塀)面に一個とする。 ・塀面広告は、自家用広告物に限る。				
自家用広告物または管理用広告物などで、一定の面積以下(→16ページ)は許可不要 ※テント型広告は、壁面広告物の基準を適用する。				

突出広告物	許可基準			
	禁止地域		制限地域	
	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第1種制限地域	第2種制限地域
W' : 壁面からの突出し幅 W : 道路上の突出し幅 	(一面) $\cdot S \leq 2m^2$ $\cdot W' \leq 1.0m$ $\cdot$ 公道上に突出しない $\cdot$ 1 壁面に1列 $\cdot$ 自家用広告物に限る	(一面) $\cdot S \leq 2m^2$ $\cdot W \leq 1.0m$ $\cdot W' \leq 1.5m$ $\cdot h(\text{歩道上}) \geq 2.5m$ $\cdot h(\text{車道上}) \geq 4.5m$ $\cdot$ 1 壁面に1列 $\cdot$ 自家用広告物に限る	(一面) $\cdot S \leq 20m^2$ $\cdot W \leq 1.0m$ $\cdot W' \leq 1.5m$ $\cdot h(\text{歩道上}) \geq 2.5m$ $\cdot h(\text{車道上}) \geq 4.5m$ $\cdot$ 1 壁面に2列以下	(一面) $\cdot W \leq 1.0m$ $\cdot W' \leq 1.5m$ $\cdot h(\text{歩道上}) \geq 2.5m$ $\cdot h(\text{車道上}) \geq 4.5m$ $\cdot$ 1 壁面に2列以下
$\cdot$ 広告物の上端が建物の壁面上端より上に出ないこと。				
自家用広告物または管理用広告物などで、一定の面積以下(→16ページ)は許可不要				

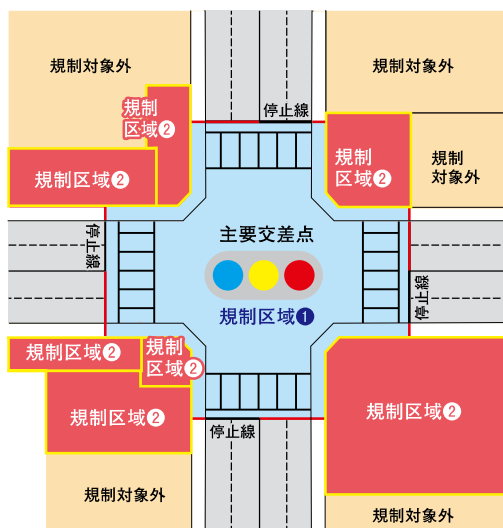
屋上広告物	許可基準			
	禁止地域		制限地域	
	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第1種制限地域	第2種制限地域
	禁止 適用除外なし	・H≦30m ・h'≦1/2h ・h'≦10m ・1建築物につき1個 ・自家用広告物に限る	・H≦46m ・h'≦2/3h ・h'≦15m ・1建築物につき1個	・H≦46m ・h'≦2/3h
		・建物壁面より横に突出しない		
			自家用広告物または管理用広告物などで、 一定の面積以下(→16ページ)は許可不要	

袖つき広告物	許可基準			
	禁止地域		制限地域	
	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第1種制限地域	第2種制限地域
●街灯柱広告物 	禁止		・$S \leq 0.5\text{m}^2$ ・1辺$\leq 1.1\text{m}$ ・$h(\text{歩道上}) \geq 2.5\text{m}$ ・$h(\text{車道上}) \geq 4.5\text{m}$ ・街灯柱1本につき1個 ・通りの商店街、通り会が設置するもの ・原則として同一路線では、同一の規格のもの ・地色には赤色及び黄色を使用しない ・原則として道路中央側には取り付けない	
●電柱広告物 			・$a \leq 1.1\text{m}$ ・$b \leq 0.45\text{m}$ ・$h(\text{歩道上}) \geq 2.5\text{m}$ ・$h(\text{車道上}) \geq 4.5\text{m}$ ・電柱1本につき1個 ・地色には赤色及び黄色を使用しない ・原則として道路中央側には取り付けない	
●消火栓標識 広告物 			・$b \leq 0.8\text{m}$ ・$S \leq 0.4\text{m}^2$ ・$h(\text{歩道上}) \geq 2.5\text{m}$ ・$h(\text{車道上}) \geq 4.5\text{m}$ ・柱1本につき1個 ・地色には赤色及び黄色を使用しない ・原則として道路中央側には取り付けない	
●アーケード広告物 			・$S(\text{一面}) \leq 1\text{m}^2$ ・$h(\text{歩道上}) \geq 2.5\text{m}$ ・$h(\text{車道上}) \geq 4.5\text{m}$ ・アーケード内に立地する商店街の広告物に限る ・原則として1アーケード1規格 ・地色には赤色及び黄色を使用しない ・原則として道路中央側には取り付けない	
●バス停上屋 広告物 			・$S(\text{一面}) \leq 2\text{m}^2$ ・地色には赤色及び黄色を使用しない ・原則として道路中央側には取り付けない	
※すべて許可が必要				

電柱巻付け広告物	許可基準			
	禁止地域		制限地域	
	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第1種制限地域	第2種制限地域
	禁 止		・$a \leq 1.8\text{m}$ ・$h \geq 1.2\text{m}$ ・電柱1本につき1個 ・地色には赤色、青色及び黄色は使用しない ・電柱にはじか書きしない	
※すべて許可が必要				

可変表示式広告物	許可基準			
	禁止地域		制限地域	
	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第1種制限地域	第2種制限地域
 【可変表示式広告物】 映像装置、可動式ポスター、電光ニュース板など常時表示内容を変えられることができる広告物	禁 止		・広告物の種類に応じ、それぞれの許可基準に適合するもの ・主要交差点に設けられている道路標識等による停止線及びその延長線によって画された道路の区域(当該交差点が属する道路の区域に限る。)並びに当該区域に接する敷地等において、①・②の要件を満たすもの ① 掲出個数が、1敷地等につき1個 ② 表示面積が、1m²以内 (当該可変表示式広告物が自家用広告物である場合を除く)	
※すべて許可が必要				

[参考]規制を受ける場所の概要



■主要交差点の条件

・4以上の車線を有する道路が2以上交わる交差点

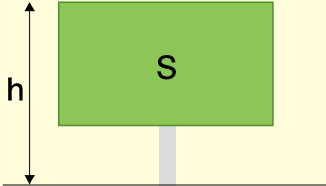
・信号機のある交差点

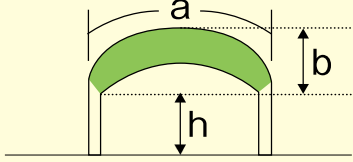
■規制区域

①交差点内(停止線まで)の道路の区域 水色

②①に接する敷地等 赤色

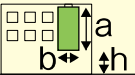
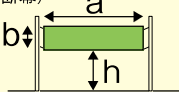
「敷地等」
建築基準法施行令第1条 第1項に規定する敷地及び敷地以外の土地で、その用途上不可分の関係にある一団のもの

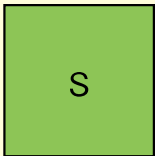
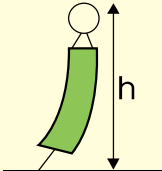
案内広告物	許可基準			
	禁止地域		制限地域	
	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第1種制限地域	第2種制限地域
	・案内のための必要な文字、記号、地図等を表示したものであり、設置場所が広告物の設置目的に沿う場所にあるもの		・広告物ごとの個別基準が守られているもの	
	・表示部分が回転しない ・1敷地につき1個 ・同一内容の広告物を複数表示する場合は、市長がやむを得ないと認める場合を除き、相互に1km以上離す			
	・ $S \leq 1\text{m}^2$ (一面又は対面) (共同 2m^2) ・ $h \leq 3\text{m}$	・ $S \leq 2\text{m}^2$ (一面又は対面) (共同 4m^2) ・ $h \leq 5\text{m}$		
※すべて許可が必要				

アーチ利用広告物	許可基準			
	禁止地域		制限地域	
	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第1種制限地域	第2種制限地域
	禁 止		・$a \leq 9.0\text{m}$ ・$b \leq 2.0\text{m}$ ・$h(\text{歩道上}) \geq 2.5\text{m}$ ・$h(\text{車道上}) \geq 4.5\text{m}$	
※すべて許可が必要				

路面電車 自動車広告物	許可基準			
	禁止地域		制限地域	
	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第1種制限地域	第2種制限地域
●路面電車	・表示面積(S+S')が、市長が定める算定方法による車両の底面を除く車両の表面積(以下「車両表面積」という。)の10分の3以下 ・文字、キャラクター、写真等の表示面積は、車両表面積の10分の1以下 ・車両の窓、ドア等のガラスの部分については、表示しない			
●自動車				
●広告宣伝用自動車	・ $S_1 \leq 20\text{m}^2$ (合計)			
自家用広告物などで、一定の面積以下(→16ページ)は許可不要				

路面電車停留所& バス停留所標識広告物	許可基準			
	禁止地域		制限地域	
	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第1種制限地域	第2種制限地域
●路面電車停留所標識広告物	禁 止		・1面につき $S \leq 0.7\text{m}^2$ ・標識1個につき2箇所以内 ・地色には赤色及び黄色を使用しない	
●バス停留所標識広告物			・標識の1面につき $a \leq 0.6\text{m}$ 、 $b \leq 0.75\text{m}$ ・設置部分は標識の下方部分 ・地色には赤色及び黄色を使用しない	
※すべて許可が必要				

立看板・広告網	許可基準			
	禁止地域		制限地域	
	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第1種制限地域	第2種制限地域
●立看板	禁 止		・ $a \leq 1.0\text{m}$ ・ $h \leq 2.0\text{m}$ ・他の立看板から5m以上離す	
●広告網 (広告旗)			(広告旗) ・ $a \leq 1.0\text{m}$ $h \leq 5.0\text{m}$ ・他の広告旗から5m以上離す	
(垂幕) 			(垂幕又は横断幕) ・ $a \leq 12.0\text{m}$ $b \leq 1.0\text{m}$ ・ $h(\text{歩道上}) \geq 2.5\text{m}$ ・ $h(\text{車道上}) \geq 4.5\text{m}$	
(横断幕) 			自家用広告物または管理用広告物などで、一定の面積以下(→16ページ)は許可不要	

はり紙/はり札・ 気球広告(アド・バルーン)	許可基準			
	禁止地域		制限地域	
	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第1種制限地域	第2種制限地域
●はり紙/はり札 	禁 止		・ $S \leq 1\text{m}^2$ ・建物等のにり付けしない	
●気球広告(アド・バルーン) 			・ $h \leq 50\text{m}$ ・掲揚時に電線その他の施設に接触する恐れのないものとする	
自家用広告物または管理用広告物などで、一定の面積以下(→16ページ)は許可不要				

③総量規制

総量規制は、1事業所や1敷地に集中する広告物を規制するものです。

(基本的に1事業所及び田畑、空地などの一団の土地を規制の単位としています。)

対象となる広告物

野立広告物・壁面広告物・突出広告物・屋上広告物・広告旗・垂幕・横断幕

禁止地域		制限地域	
第1種禁止地域	第2種禁止地域	第1種制限地域	第2種制限地域
10m ²	30m ²	100m ²	(規制なし)

④特定の地域に適用される規制

色彩基準【規則別表第1】

磯地区景観計画に定める仙巖園・異人館エリア及び用途地域が指定されていない第1種・第2種禁止地域では、表示面積の1/2を超える面積に彩度8を超える色彩は使用できません。

参考資料／色の「ものさし」～マンセル表色系

マンセル表色系とは、日本産業規格(JIS)のZ8721に定める色の表示方法です。アメリカの画家A.Hマンセルが、1905年に考案した色の「ものさし」ともいえる尺度で、ひとつの色を「色相(いろあい)」「明度(あかるさ)」「彩度(あざやかさ)」という3つの属性の組み合わせによって表現します。これによって、赤や青、黄色などといった色名による表現よりも個人差のない正確な色を表現することができます。

色の三属性

1.色相

赤、黄、緑、青などの色あい

2.明度

色の明るさの度合い

3.彩度

色のあざやかさの度合い

1.色相(Hue)

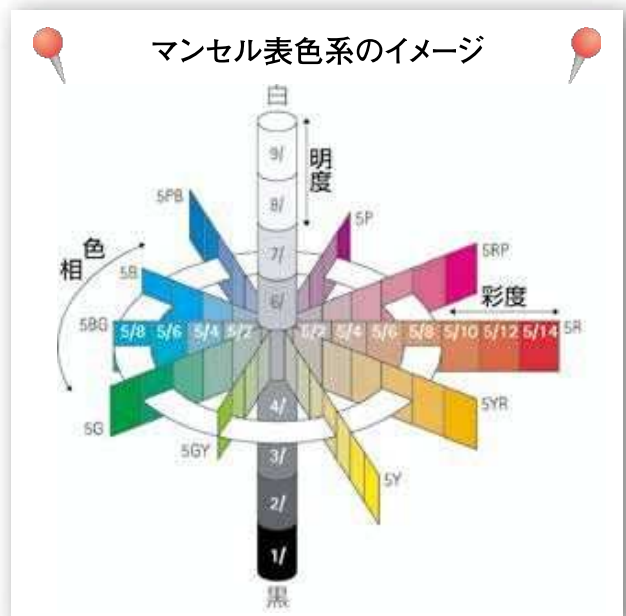
10種の基本色「赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)」とその度合いを表す0から10までの数字を組み合わせ10Rや5Yなどのように表記します。似た色あいを順番に環状に並べた図を色相環といいます。色味のない無彩色はN(ニュートラル)と表記します。

2.明度(Value)

明るさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。明るさが知覚的に等間隔になるように灰色を配置したものを明度の基準にしています。

3.彩度(Chroma)

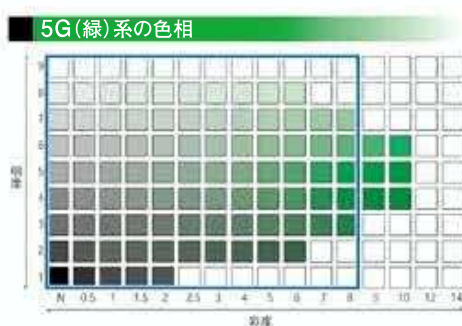
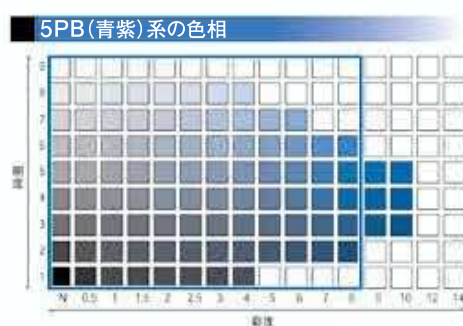
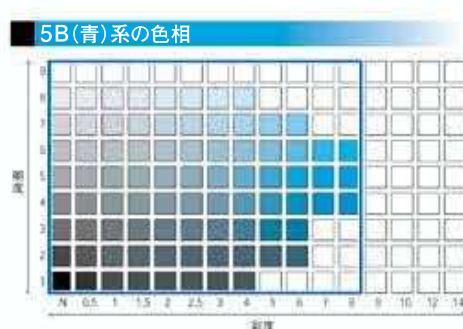
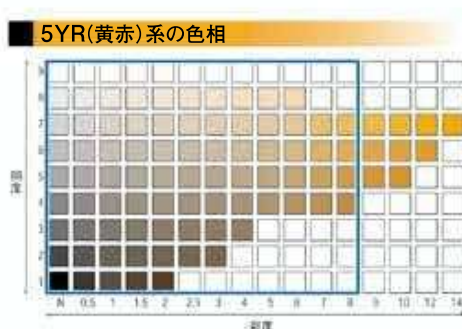
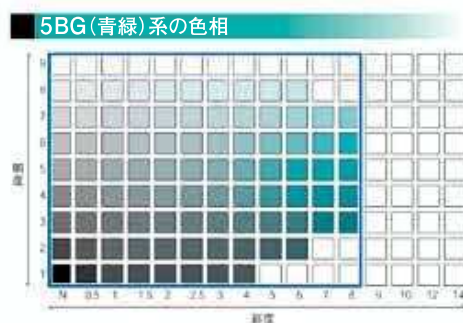
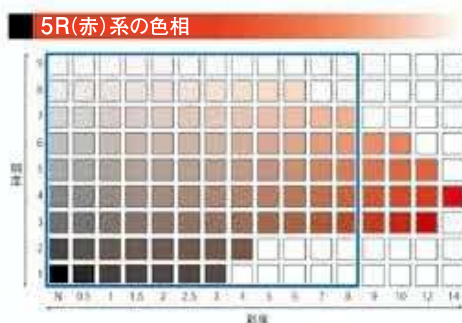
あざやかさの度合いを0から16程度までの数値で表します。穏やかな色ほど数値が小さく、白、黒、グレーといった無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は16程度です。各色相の中の最もあざやかな色への白・黒・灰色の混合量で彩度に違いが生じます。



図版提供：(株)カラープランニングセンター

■ カラーチャート

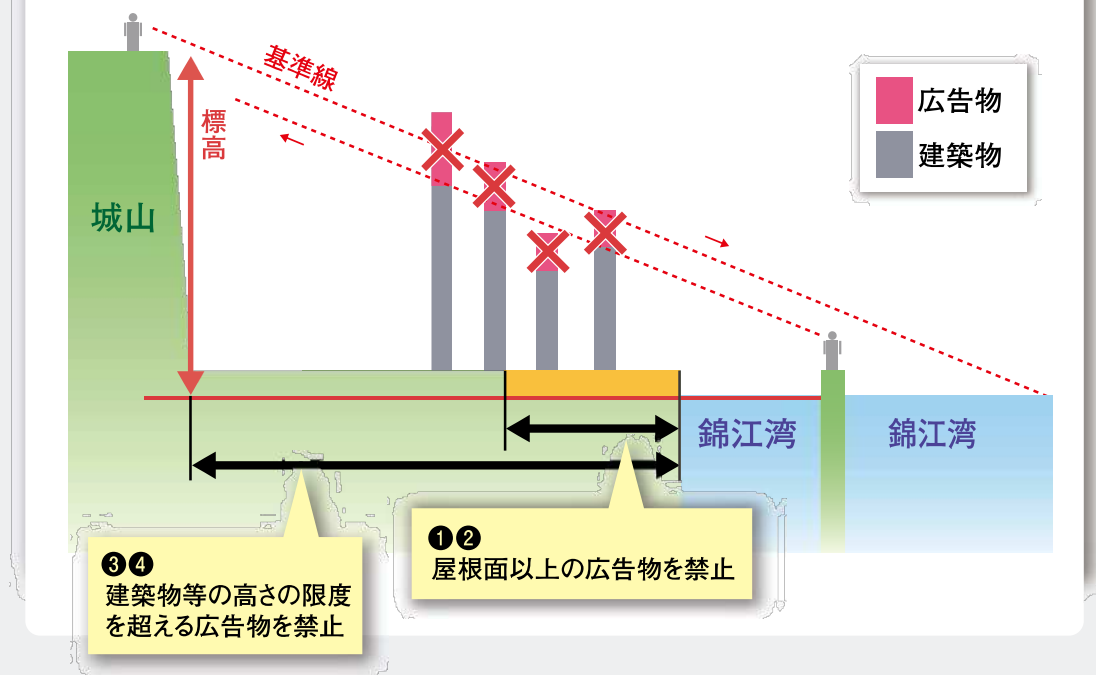
下図の□の枠内は、主要10色相において使用できる色を参考として示しております。なお、ここに表現されている色は印刷によるものであり、正確なマンセル値とは異なるため、実際の色は色票で確認してください。



○禁止展望広告物等【条例第5条】

市長が指定する場所から展望できる広告物については、設置できないものがあります。

■禁止展望広告物等概念図



●市長が指定する場所

- ①城山展望台
- ②多賀山公園東郷広場
- ③景観計画に定める城山展望台の視点場
- ④景観計画に定める沖防波堤の突端A

●設置できない地域(15ページ 禁止展望広告物等平面図参照)

屋根面より上に広告物を設置できない地域

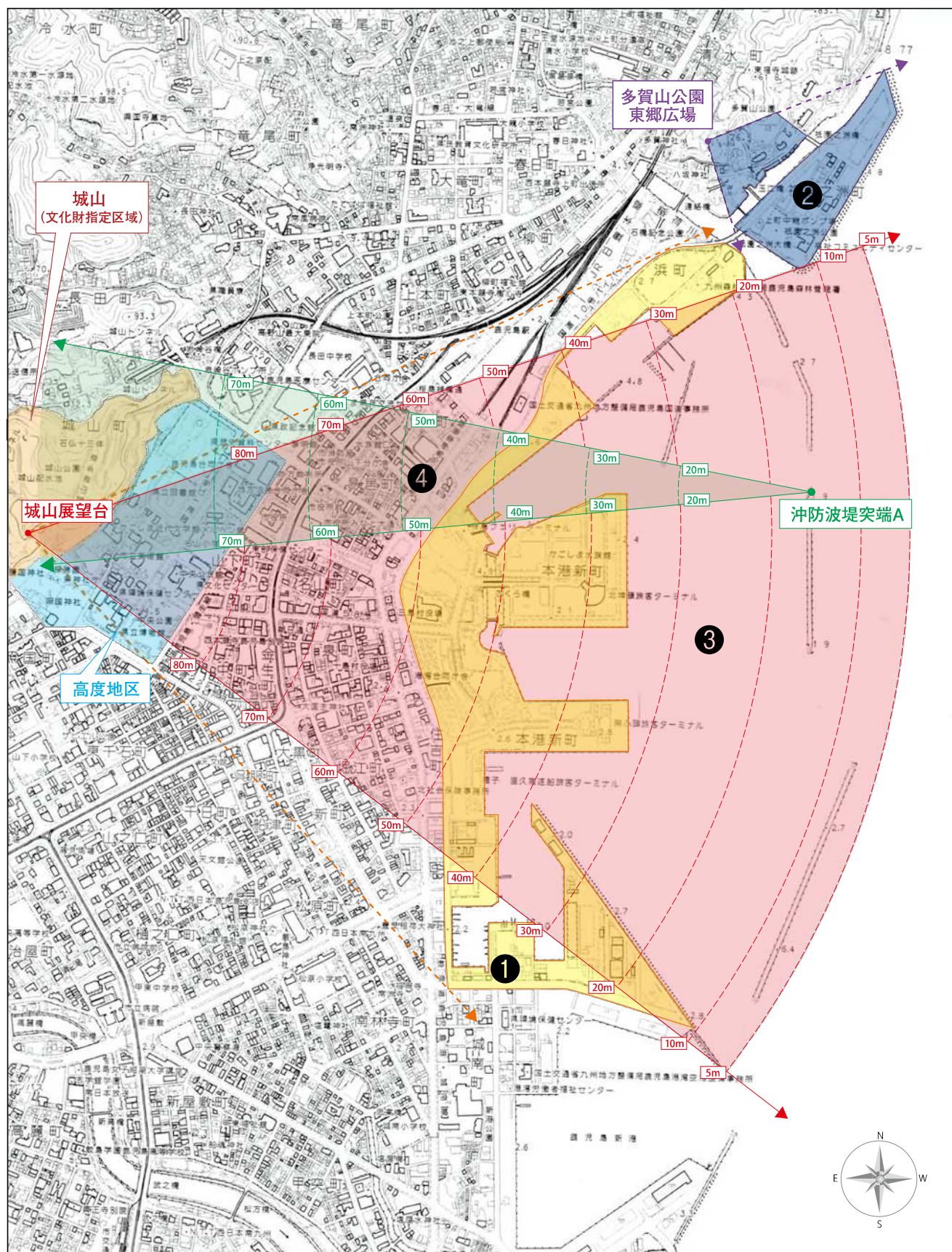
- ①城山展望台から展望できる地域 …… 黄色の区域
- ②多賀山公園東郷広場から展望できる地域 …… 紫色の区域

建築物等の高さの限度を超える広告物を設置できない地域

- ③景観計画に定める城山展望台の視点場から展望できる地域 …… 赤色の区域
- ④景観計画に定める沖防波堤の突端Aから展望できる地域 …… 緑色の区域

禁止展望広告物等平面図

参考図 詳細は都市景観課でご確認ください。



適用除外【条例第10条】

●禁止地域・制限地域・禁止物件であっても許可不要で設置できるもの

- ☐ 法令の規定により設置する広告物
- ☐ 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物
(広告旗、立看板は全て届出が必要。その他の広告物は、1m²を超えれば届出が必要)
※ただし、禁止物件の一部を除く
- ☐ 公職選挙法に基づく選挙運動用のポスター、立札など
- ☐ 公益上必要な施設等で寄贈者名簿等を0.5m²以内、かつ外郭線を1平面と見なした面積の20分の1以内の面積で1個を表示する場合

●禁止地域・制限地域であっても許可不要で設置できるもの

- ① 自家用広告物(自分の店名など) ※広告物ごとの個別基準が守られていること[→6ページ～11ページ]
 - ☐ 第1種禁止地域 …… 合計 2m²以内 ☐ 第1種制限地域 …… 合計 10m²以内
 - ☐ 第2種禁止地域 …… 合計 5m²以内 ☐ 第2種制限地域 …… 合計 20m²以内
- ② 管理用広告物 ※広告物ごとの個別基準が守られていること[→6ページ～11ページ]
 - ☐ 第1種・第2種禁止地域 …… 合計 2m²以内 ☐ 第1種・第2種制限地域 …… 合計 5m²以内
- ③ 工事現場の板囲いや商店街のシャッター等に宣伝用でなく、
じか書き又はこれに類する方法で表示するもの
- ④ 路面電車や自動車
 - ☐ 左右の側面 …… 各2m²以内 ☐ 前後面 …… 各0.5m²以内
 - ※自家用広告物であること
- ⑤ 冠婚葬祭、祭礼で一時的に設置する広告物、人や動物に表示する広告物

●禁止物件に設置できるもの(許可は必要)

- ① 禁止物件のうち、石がき、よう壁、銅像、景観重要建造物等の自家用広告物
 - ☐ 第1種禁止地域 …… 合計 2m²以内 ☐ 第1・第2種制限地域 …… 合計 5m²以内
 - ☐ 第2種禁止地域 …… 合計 3m²以内
- ② 禁止物件の管理用広告物
 - ☐ 所在地1カ所当たり1m²以内

許可申請手数料【条例別表】

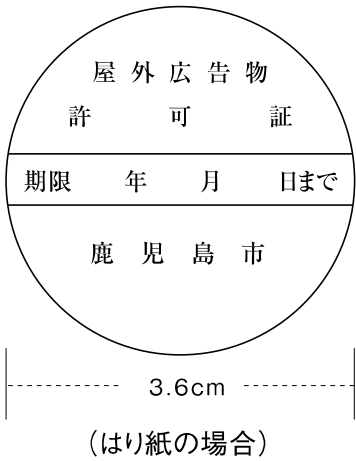
●許可を受けようとする場合は、下表の手数料が必要です。

種 類	区 分	単位	金 額
はり紙		1枚	5円
気球広告(アド・バルーン)		1個	1,200円
電柱又は 街灯柱広告	巻付け	〃	250円
	袖付き	〃	250円
広告塔・看板 又は広告板	表示面積が1m ² 以下のもの	〃	190円
	表示面積が1m ² を超え2m ² 以下のもの	〃	380円
	表示面積が2m ² を超え3m ² 以下のもの	〃	660円
	表示面積が3m ² を超え5m ² 以下のもの	〃	1,000円
	表示面積が5m ² を超え10m ² 以下のもの	〃	1,900円
	表示面積が10m ² を超え20m ² 以下のもの	〃	3,600円
	表示面積が20m ² を超え30m ² 以下のもの	〃	6,000円
	表示面積が30m ² を超え40m ² 以下のもの	〃	8,000円
	表示面積が40m ² を超え50m ² 以下のもの	〃	11,000円
	表示面積が50m ² を超えるもの	〃	11,000円に50m ² を超える1m ² ごとに330円を加算した額
照明広告	表示面積が1m ² 以下のもの	〃	380円
	表示面積が1m ² を超え2m ² 以下のもの	〃	760円
	表示面積が2m ² を超え3m ² 以下のもの	〃	1,320円
	表示面積が3m ² を超え5m ² 以下のもの	〃	2,000円
	表示面積が5m ² を超え10m ² 以下のもの	〃	3,800円
	表示面積が10m ² を超え20m ² 以下のもの	〃	7,200円
	表示面積が20m ² を超え30m ² 以下のもの	〃	12,000円
	表示面積が30m ² を超え40m ² 以下のもの	〃	16,000円
	表示面積が40m ² を超え50m ² 以下のもの	〃	22,000円
	表示面積が50m ² を超えるもの	〃	22,000円に50m ² を超える1m ² ごとに660円を加算した額
広告網		1枚1m ²	170円

許可証【条例第16条】

●許可を受けた広告物には、許可証の表示が必要です。

はり紙については、許可証を押印してお渡します。その他の広告物には、許可書交付時に許可証(シール)を発行しますので、許可を受けた広告物に貼付してください。



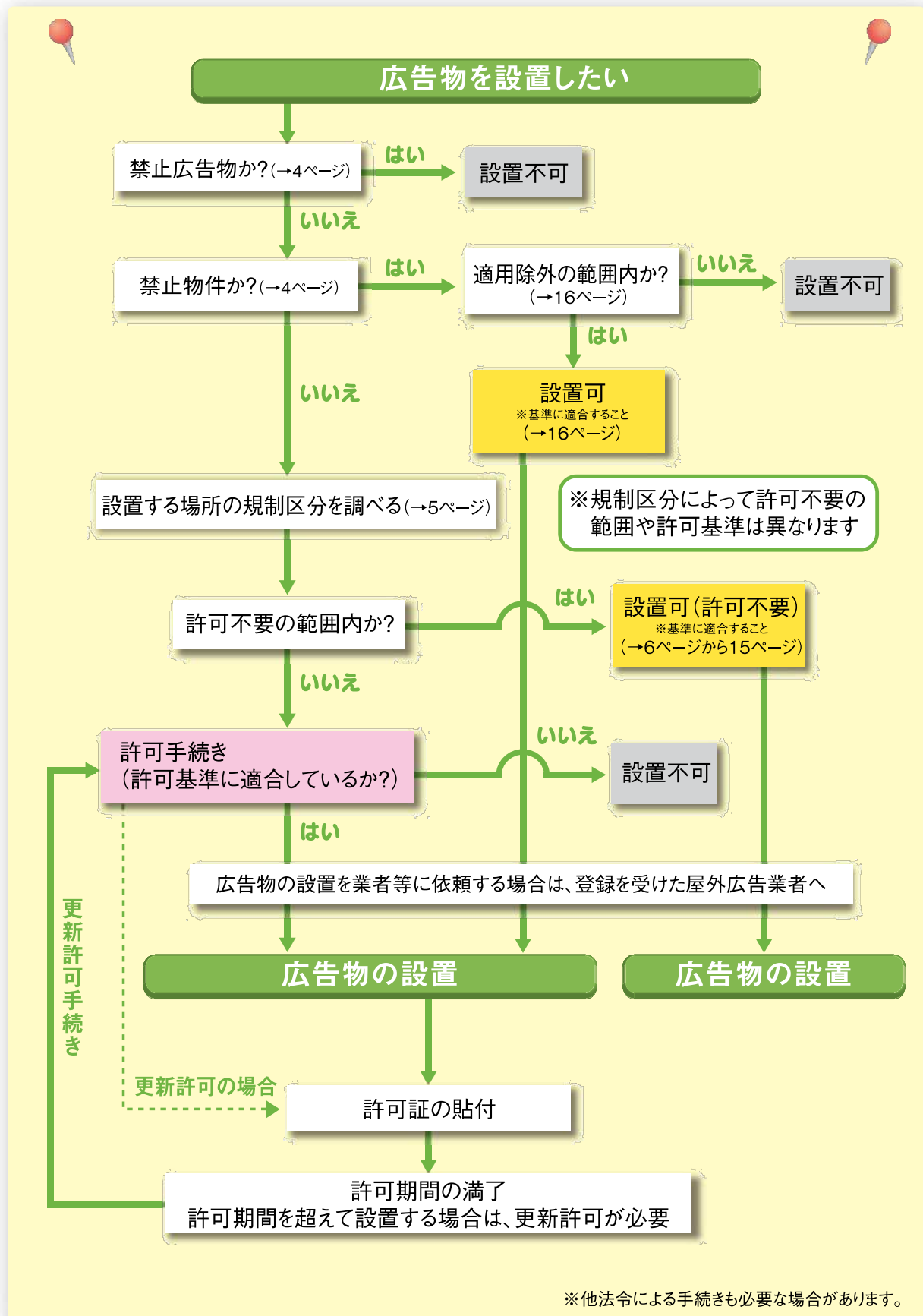
(その他の広告物の場合)

許可期間【条例第13条】

●広告物の種類により、3種類の許可期間を定めています。

広告物の種類	期間
はり紙・はり札及び気球広告	1月以内
立看板及び広告網	6月以内
上記以外の広告物	3年以内

設置のフロー



広告物の管理【条例第17条・24条】

●管理義務

- ☐ すべての広告物は補修、除却その他必要な管理を行い、常に良好な状態を保持しなければなりません。

●管理者の設置

- ☐ 表示面積が10㎡又は高さが4mを超える野立、壁面、突出、屋上、アーチ利用広告物については、資格を有する管理者を置かなければなりません。

●管理者の資格

- ☐ 屋外広告士
☐ 1級建築士、2級建築士、木造建築士
☐ 電気工事士 など

広告物の点検【条例第17条の2】

●安全点検報告書の提出

- ☐ 表示面積が10㎡又は高さが4mを超える野立、壁面、突出、屋上、アーチ利用広告物については、資格を有する者に点検させるとともに、許可の更新又は変更の申請をする場合に、点検の結果(安全点検報告書)を提出しなければなりません。

●点検者の資格

- ☐ 屋外広告士
☐ 1級建築士、2級建築士、木造建築士
☐ 電気工事士
☐ 屋外広告物点検技能講習修了者 など
 ※屋外広告物点検技能講習とは、屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する講習のこと。



5

違反したときは

罰則【条例第35条の2～第40条】

●次のような場合、罰則に処せられることがあります。

※拘禁刑 1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金 ※刑法改正に伴う 条例整理 (令和7年6月1日施行)	☐登録を受けないで屋外広告業を営んだ者 ☐不正の手段により屋外広告業の登録を受けた者 ☐営業の停止命令に違反した者
50万円以下の罰金	☐除却命令に違反した者
30万円以下の罰金	☐違反広告物等の掲出をした者 ☐許可なく変更又は改造を行った者 ☐除却義務違反や措置命令違反を行った者 ☐登録事項の変更届出をせず、又は虚偽の変更届出をした者 ☐業務主任者を選任しなかった者
20万円以下の罰金	☐広告物に対する立入検査を拒んだり、妨げる等の行為を行った者 ☐報告の求めに対し、報告をしなかったり、虚偽の報告をした者 ☐営業所等への立入検査を拒んだり、妨げる等の行為を行った者
法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して、上記の違反行為をした場合は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各罰金刑が科せられます。	
5万円以下の過料	☐廃業等の届出を怠った者 ☐営業所ごとに標識を掲示しない者 ☐営業所ごとに帳簿を備付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

鹿児島市屋外広告物のしおり

鹿児島市 都市景観課

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 電話(099)216-1425

ホームページアドレス <https://www.city.kagoshima.lg.jp/>

[平成23年5月発行]

[令和 6 年4月改訂]